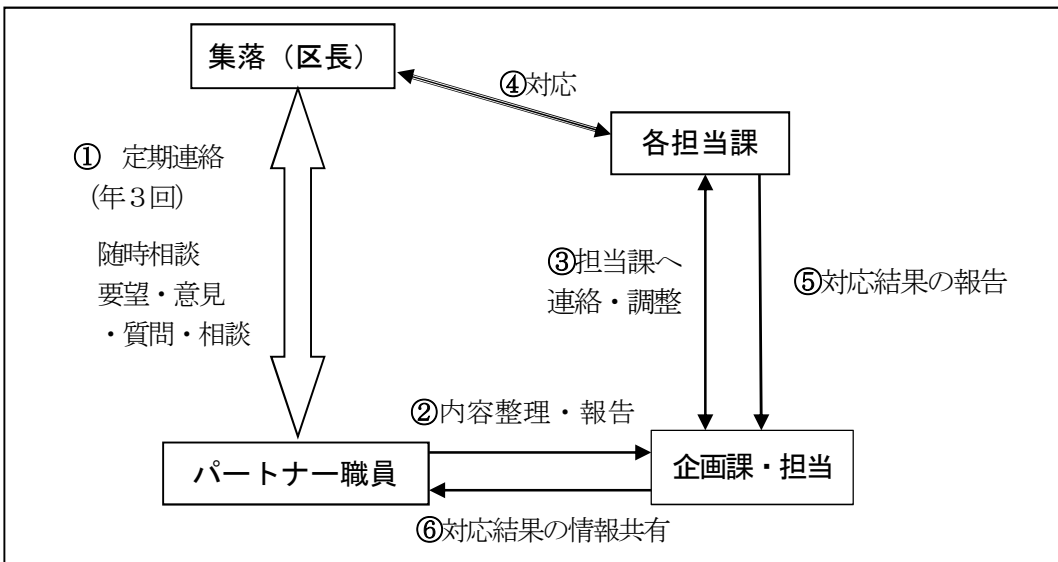


## (5) パートナー職員制度について

### 1. パートナー職員の役割・・・パートナー職員は担当集落の相談役

多くの集落では役員が毎年交代されており、集落運営に戸惑われることも多く、区長の相談役としてパートナー職員を配置します。また、必要に応じて集落へ回答や情報提供を行うとともに、役場担当課への連絡調整を行います。

### 2. パートナー職員制度の流れ



- ① パートナー職員は、原則、年3回（5月、11月、1月）定期連絡を行いません。また、パートナー職員は、随時、区長から要望・意見・質問・相談を聞き取ります。
- ② パートナー職員は、聞き取った内容を整理し、対応可能なものはその対応を行います。各担当課が対応すべき内容の場合は、企画課へ報告します。
- ③ 企画課から各担当課へ連絡・調整し、④ 各担当課が区長に対応します。
- ⑤⑥ 対応結果は、各担当課から企画課をとおり、パートナー職員に報告され、その内容を共有します。

### 3. 定期連絡について

- ・パートナー職員から、各集落の区長さんに、1月中に定期連絡を行います。
- ・定期連絡の時期、時間、方法等（面談、電話、メールなど）について相談してください。
- ・集落から要望・意見・質問・相談の聞き取り⇒場合によっては面談を実施します。

### 4. 注意事項

#### ① 集落からの要請による会議への出席について

パートナー職員では専門的な回答ができない場合がありますので、内容に応じて担当課が出席します。

#### ② 集落イベント等への参加について

パートナー職員として、集落イベント等への参加はしません。

パートナー職員制度相談窓口：町づくり推進室 担当・野坂博文  
(TEL68-3113 FAX68-3866 [eメール machidukuri@houki-town.jp](mailto:eメール machidukuri@houki-town.jp))

## パートナー職員制度のQ&A（集落編）

### Q1. なんのためにパートナー職員を配置するのですか

A 1. 多くの集落では役員が1年任期で交代していることから、集落運営や行政システムに戸惑われることも多く、区長の相談役として配置します。

### Q2. パートナー職員は何をするのですか

A 2. 集落の要望、意見、質問、相談（以下「要望等」）について区長への定期連絡（年3回（5月、11月、1月）を行うとともに、随時相談を受けます。また、それぞれの役場担当課との連絡調整を行います。

### Q3. パートナー職員への相談は、誰でもできるのですか

A 3. 各集落の区長からの要望等をお受けします。一般住民の方は集落役員さんにご相談いただき、区長からパートナー職員へ相談してください。

### Q4. 区長からパートナー職員への相談は、どんな内容でもよいのでしょうか

A 4. パートナー職員がお答えできない内容は担当課へ伝達し、適切な対応を行いません。集落の日常的な活動、総会資料の作成、冠婚葬祭や集落作業などのお手伝いは出来ません。また、陳情等の取次ぎをするものではありませんし、職務として集落イベントへの参加はしません。

### Q5. 要請すれば、パートナー職員に集落の会議へ出席してもらえますか

A 5. 集落から会議への出席要請があった場合には、会議の内容により、担当課が出席します。また、会議に出席した担当課は、会議内容についてパートナー職員との情報の共有に努めます。

### Q6. 従来から役場の担当職員と連携が取れている集落も、パートナー職員を通さなければなりませんか

A 6. 直接、担当課とのやり取りを行ってください。無理にパートナー職員を通す必要はありません。

### Q7. パートナー職員制度について困った時、苦情などはどこに言ったらいいですか

A 7. さまざまなケースが発生すると思いますので、この制度について困られたときには次の相談窓口にご連絡ください。

パートナー職員制度相談窓口：町づくり推進室 担当・野坂博文  
(TEL 68-3113 FAX 68-3866 [eメール machidukuri@houki-town.jp](mailto:machidukuri@houki-town.jp))

平成25年度 パートナー職員配置

集落名	パートナー職員名					
	氏名	所属	職場電話番号	氏名	所属	職場電話番号
林ヶ原	金田 学	上下水道室	68-5540			
清 山	宅野 紳一	福祉支援室	68-5534			
口別所	大松 健	環境整備室	68-5539			
久 古	野坂 智紀	環境整備室	68-5539			
福 原	加川 一	税務室	68-3114			
サン団地	青井 洋一	町づくり推進室	68-3113			
番 原	井澤 宏和	税務室	68-3114			
真 野	清水 ひろみ	福祉支援室	68-5534			
大 原	横山 さずか	経営企画室	68-4212			
須 村	北垣 栄美子	健康増進室	68-5536			
丸 山	有富 千帆	地域包括支援センター	68-4632			
小 林	松本 小百合	住民課	68-3115			
藍 野	飛田 亜紀絵	税務室	68-3114			
ペンション	影山 晃司	福祉支援室	68-5534			
上細見	舟越 聡	税務室	68-3114			
立 岩	秦 環江	地域包括支援センター	68-4632			
木戸口	山岡 範泰	上下水道室	68-5540			
吉 定	川端 泰子	総務室	68-3111			
岸 本	角田 美幸	住民課	68-3115			
伯耆ニュータウン	本庄 直哉	環境整備室	68-5539			
押 口	足立 誠子	健康増進室	68-5536			
駅 前	佐々木 敏栄	福祉支援室	68-5534			
吉 長	安達 広典	総務室	68-3111			
遠 藤	森谷 典子	税務室	68-3114			
遠藤団地	遠藤 友識	総務室	68-3111			
リバータウン	松本 政和	福祉支援室	68-5534			
小 野	石原 正章	上下水道室	68-5540			
小 町	真野 孝平	環境整備室	68-5539			
大 寺	市川 健人	税務室	68-3114			
こしがが丘	勝部 裕之	健康増進室	68-5536			
殿河内	船橋 希望	町づくり推進室	68-3113			
田園町	山上 志保	健康増進室	68-5536			
みどり	安藤 竜一	総務室	68-3111			
坂 長	藤原 翔太	健康増進室	68-5536			
岩屋谷	岩崎 由恵	健康増進室	68-5536			
スカイタウン大鳳	中田 雄一	環境整備室	68-5539			
間地	後藤 彰信	町づくり推進室 (二部公民館)	62-7159	(裏面につづく)		
二部区						
森脇						
畑池中央						
東畑池						
池田						
福岡区						
焼杉						
上の名						
須鎌						
藤屋						
船越						
福吉						
福島						
三部一区						
三部二区						

(裏面につづく)

集落名	パートナー職員名					
	氏名	所属	職場電話番号	氏名	所属	職場電話番号
溝口一	景山 祐子	町づくり推進室	68-3113			
溝口文教	吉野 真奈美	住民課	68-3115			
溝口二	三島 一文	健康増進室	68-5536	瀬川 佳菜子	健康増進室	68-5536
溝口三	木村 利郎	福祉支援室	68-5534			
溝口四	影山 孝宏	農林室	62-0723			
溝口五	片平 道也	人権政策室	62-0713			
谷川	野田 健治	総務室	68-3111			
宮原	勝部 武史	写真美術館	39-8000			
貴住	松本 雅樹	農林室	62-0723			
大倉	上谷 史歩	環境整備室	68-5539			
大原	景山 昌文	税務室	68-3114			
白水	喜美田 和子	会計課	68-4213			
根雨原	白根 史雄	健康増進室	68-5536			
宇代	野口 泰彦	文化センター	62-7078	(区長)		
中祖	一橋 志郎	商工観光課	68-4211	青戸 史子	商工観光課	68-4211
古市	住田 浩平	生活相談室	68-5535			
父原	森原 広志	分庁総合窓口課	62-0711			
荘一	石本 隆美	経営企画室	68-4212			
荘二	椎木 慈	議会事務局	68-3112			
荘三	景山 千恵	分庁総合窓口課	62-0711			
長山	若林 成人	総務学事室	62-0927			
妙見寺	野浪 美香	産業課農林室	62-0723			
大江	舟越 美智子	総務学事室	62-0927			
上野	角田 寛幸	生涯学習室	62-0712			
大平原	秋田 宏和	B&G海洋センター	68-3775			
金屋谷	三宅 祐志	総務学事室	62-0927			
岩立	駒井 由美子	溝口公民館	62-1177			
榊水高原	竹中 一史	分庁総合窓口課	62-0711			
アイノピア	森谷 征史	農林室	62-0723			
遊久の郷	武内 和人	農林室	62-0723			
籠原	中島 寛 大橋 収	日光公民館 町づくり推進室 (日光公民館)	63-0306	\		
栃原						
大滝						
大坂						
富江						
福永						
末鎌						
添谷						
大内						

- ・集落の規模は考慮せず、1集落1人の担当に変更することとした。
- ・職員が区長となっている集落については、パートナー職員の役割を合わせ持つこととなるため配置をしない。
- ・二部地区と日光地区はそれぞれ地域担当職員を配置する。
- ・溝口地域のパートナー職員については溝口地域の集落と連絡がとりやすいように分庁舎(出先含む)の職員を配置するようにした。
- ・担当が休職した場合は、順次補充を行う。
- ・新規採用職員は、同一職場の職員と同じ集落の担当とする。